

平成 30 年度伴走型人材確保・育成支援モデル事業

地域 CDN 機関 公募要項

平成 30 年 5 月 2 日
復 興 庁

1. 総則

「伴走型人材確保・育成支援モデル事業」のうち復興・創生インターン実施に係る地域コーディネート機関公募の実施については、この要項に定める。

2. 事業の趣旨・目的

震災被害の大きい地域では、被災や人口流出により人口が減少している一方で、復興の進展に伴い工場等の再開が進んでいるため、十分な労働力が確保できていない状況となっている。しかしながら、働きやすい職場を実現している企業等においては、充足を得ている企業もあり、全ての企業が一律に人手不足という状況ではない。

このような状況の中、地域外から人材を呼び込むとともに、外部からの人材の受入れを契機に雇用管理や経営改善により、被災企業自らの人材獲得力を向上させる事業の実施が求められている。

このため、以下の趣旨・内容とする伴走型人材確保・育成支援モデル事業（以下「本事業」という。）を実施する。

地域コーディネート機関（以下「地域 CDN 機関」という。）は、企業と学生の橋渡し役等事業実施の中核を担うものである。

【復興・創生インターンシップ事業】

- (1) 参加学生にとっては、単なる就業体験に留まらない、被災地企業の経営課題に対し、経営者と協働して解決に取り組み、学生の課題解決力を高めるとともに、企業にとっても成果を残す「実践型インターンシップ」を約 1 カ月間、学生同士、共同生活を送りながら経験することにより、課題解決力の向上とキャリア観の形成を図る。
- (2) 地域 CDN 機関によるコーディネートによって、学生・企業の橋渡し等インターンの充実を図るほか、参加学生には、復興に懸命に取り組む人々との交流等を通じて、被災地の魅力に触れてもらう。
- (3) インターン生の受入れ先の企業にとっては、参加学生の受入れを通じ、日頃取り組みたくても取り組むことのできない課題の解決に学生と取り組むとともに、学生という外部人材の受入れを契機に、業務プロセスの見直し、働きやすい職場の実現及び生産性の向上を含めた経営改善等に取り組むことにより、人材獲得力及び育成力を向上させ、地域内外からの人材確保を図れるようになり、人手不足の解消を図る。

- (4) これらを実現し、被災地域を「実践型インターンシップ」の先進地域とする。
- (5) さらに、インターン受入れ企業が、インターン受入れで得た成果等を同じ地域内の受入れ企業と成果報告会や振り返り研修で共有し企業同士で切磋琢磨を行うのみならず、受入れ企業以外の企業にも研修会等への参加を呼びかけ、地域における先進的な取組を行う企業のグループの輪を形成・拡大する。

成果報告会には、地域の地方公共団体、労働局、ハローワーク、商工会議所・商工会等関係機関にも参加を呼び掛け成果を共有するとともに地域CDN機関や企業のグループから地域の雇用労働関係の協議会への提言を行う。

これらを通じて、インターン生受入れ地域全体として人材の面から活性化し、「人と企業が集い、育ち、活性化する地域を実現するモデル」を確立する。

加えて、交流人口・関係人口・定住人口の拡大も図る。

復興・創生インターン事業については、被災三県（岩手県、宮城県及び福島県）のうち、岩手県及び宮城県においては、主に津波被害のあった沿岸地域、福島県においては福島原災12市町村及びその周辺地域並びにいわゆる中通りに所在する企業を対象に実施する。

【トライアル就業事業】

被災地企業において、最長3か月のトライアル就業を実施し、求職者の被災地企業への定着を図る。

本事業においては、①学生の成長や企業の経営課題の解決に資する「インターンシップ事業」及び②社会人向けの「トライアル就業事業」を実施する。

地域CDN機関は、①を実施した地域において、③企業向け研修会、④地域の既存の協議会への提言、⑤他の制度で来た者への生活・定着支援を実施する。

②については、トライアル就業者への生活・定着支援の依頼を受けて実施する他は、原則、本事業の統括管理者の所管とする。

3. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (5) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (6) 事業を適確に遂行する技術的能力及び知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、

人員を有していること。

(7) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。

(8) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

(9) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

4. 募集する提案

平成30年度伴走型人材確保・育成支援モデル事業は、事業全体を統括的に管理・実施する者（統括管理者）を入札により決定し、受託者（統括管理者）から地域でのコーディネート業務を地域CDN機関に委託する形で、復興庁による調査事業として実施する予定である。

事業全体の事務の適切性を確保するため、所要の手続きを経て地域CDN機関を選定するとともに、それと切り離して、統括管理者から地域CDN機関への委託内容を記した仕様書に基づく、統括管理者を選定するための入札を別途行い、受託者を決定する。

今回の公募は、事業に参加するCDN機関を採択するためのものであり、頂く提案も採択するかどうかの審査の際に用いるものである。このため、事業実施の際には、統括管理者募集の際の仕様書及び統括管理者と地域CDN機関との委託の際の契約書に基づき事業を実施することになることに留意すること。

また、インターン生受入れ可能人数については、採択された提案・団体の全体状況を踏まえ、調整することがあり得ること。

上記理由により、今般、当該事業に参加する地域CDN機関を公募するものである。

なお、諸事情により、統括管理者が決定しない場合、地域CDN機関の業務は発生しないこととする。

以下の事項に留意の上、地域CDN機関の業務内容の提案を行うこと。

(1) 募集する提案の内容

本事業では、①インターンシップ事業、②トライアル就業事業、③企業向け研修会、④地域の既存の協議会への提言、⑤他の制度で来た者への生活・定着支援を実施するため、統括管理者である受託者の委託を受け、統括管理者、企業、大学等、地方自治体、復興庁等と連携し、得意とする被災地域ブロック内において、以下の要件を満たす取組を展開できる地域CDN機関を募集する。

※ 被災地域ブロックは、本事業の趣旨に賛同する企業の集積が見込める地域を指し、地域CDN機関が得意とするエリアが複数市町村にまたがる場合を想定したもの。なお、1つの被災地域ブロックに複数のCDN機関が単独又は共同で取組を展開することも可能。

※ 地域の既存の協議会は、地方自治体（県、市町村）、国（労働局、ハローワーク、地方経済産業局等）、商工会議所などが主催する会議体を想定。

※ 他の制度で来た者への生活支援は、本事業以外の国及び地方自治体が行うUIJターンや移住促進・地方就職促進の事業の対象者についても、生活・定着支援のサービスを提供した場合に、契約時に示す額を上限として、統括管理者から実績

に応じた精算額を支払うものである。

【選定に係る要件】

- ① 本事業の趣旨に賛同し、先進的な取組を行おうとする企業を一定数確保できること。
- ② インターンシップ受入れ企業の課題分析と課題解決型プログラムを作成できること。
- ③ 統括管理者が実施するインターンシップ生募集のための大学説明会等への参加を依頼された場合は、協力できること。
また、自らも独自に広報・募集ができること。
(旅費等の費用は一定の限度内で統括管理者が負担する。)
- ④ インターンシップ受入企業と学生のマッチングを的確にできること。
- ⑤ インターンシップ生の宿舎を確保できること。
- ⑥ 企業と学生に伴走しながら、インターンシッププログラムを的確に実施できること。
- ⑦ 統括管理者が地域CDN機関向けに実施する連絡会に参加できること及び統括管理者による企業向け雇用管理や経営改善のための共同研修会に参加できること。
(参加のための旅費等の費用は一定の限度内で統括管理者が負担する。)
- ⑧ 企業に対し、企業向け雇用管理や経営改善のための共同研修会を実施できること(統括管理者の専門家派遣を利用することも可。)
- ⑨ 被災地域ブロックの地方公共団体と受入れ企業の開拓やインターン開始時のオリエンテーションや成果報告会等の際に意見交換を行ったり、説明・出席を求めるなど連携ができること。また、地域の既存の協議会に参加し、提言できること。
- ⑩ トライアル就業事業参加者や他の制度で来た者に対し、地域での生活・定着支援ができること。
- ⑪ 統括管理者への実績報告及び庶務補助ができること。求めがあれば、直ちに事業の進捗状況の報告をすること。
- ⑫ 適正な経理処理を行い、統括管理者からの求めがあれば速やかに対応すること。
- ⑬ 計画に疑義がある場合、逐次、復興庁と協議し、見直しを行うこと。

【提案の具体例】

石巻ブロックにおいて、単独で年間延10社(夏期6社、春期4社)の受入企業を確保し、個々の企業に応じたインターンシッププログラムを作成し、企業情報と募集内容を統括管理事務局に報告し、得られた応募学生リストを基にマッチングを行い、延20名(夏期12名、春期8名)の学生とその宿舎を確保し、企業と学生の両方に伴走しながらインターンシッププログラムを実施する。インターンシップ生及びトライアル就業事業参加者に対して、インターンシップ実習やトライアル就業以外の時間において、生活相談や復興に懸命取り組む方々との交流の場を設けるなど地域の魅力伝達等といった、石巻ブロックでの生活支援を実施する。

統括管理者による研修会を受け、インターンシップ事業やトライアル就業事業受入企業に加え、石巻ブロック内の他の企業に対し、政策資源を紹介するなど雇用管理改善のための研修会を実施する。

復興庁、石巻ブロック内の地方自治体等と連携し、石巻ブロック内の協議会に参加し、提言する。

統括管理者に対し、適正な実績や精算の報告を行い、統括管理者からの求めがあれば速やかに対応する。

※ 上記に挙げたのは一例である。インターンシップ事業、企業向け研修会、地域の既存の協議会への提言は必須だが、トライアル就業事業については、生活・定着支援を除き、原則、統括管理者の所管とする。

(2) 事業の選定基準

事業の選定は、提案内容を踏まえ、次のような観点から選定する。

- ①提案事業の実施が、要件を満たしているか
- ②提案事業の実現可能性はどのように担保されているか
- ③造成した事業を事業終了後も継続して実施できる見込みがあるか
- ④提案事業の内容に、新たな試みとして実施する要素が含まれているか
(将来的に、復興庁の支援が無くとも自立化することを前提に事業を実施するため、国の負担を減らせるような取組があるか。)

(3) 本事業で支出する経費の範囲

本事業で支出する経費は、事務所経費、人件費、旅費、資料等作成費、通信運搬費(資料送付代)、自動車借上料、活動支援金(生活相談、地域の魅力伝達等に係る経費)などに係る経費である。

支払時期については、事業終了後の精算払のため、平成31年4月の予定。

※ なお、インターンシップ生の旅費・宿泊費・日当、インターンシップ保険代、統括管理者が行う地域CDN機関向けの連絡会や研修会、統括管理者が実施するインターンシップ生募集のための大学説明会等への参加旅費、トライアル就業事業参加者及び他の制度で来た者への生活支援の活動支援金等を除き、インターンシップ生1名当たり最大20万円の予算額を想定している。

※ インターン生1名当たりにつき、実施段階に応じて以下の額を支払う。

- ①受入れ企業の開拓とプログラム作成まで至り募集まで行った場合 10万円
- ② マッチングまで至った場合 5万円
- ③ 学生がインターンに参加し、プログラムの終了まで至った場合(成果報告会、受入れ企業との振り返りまでを含む) 5万円

ただし、学生及び企業にとっての効果的なインターンプログラムにする必要があることに加えて、波及効果を考え多くの企業にインターン生を受け入れてもらう必要があるとの観点から、1社につき、2名のインターン生を受け入れることを

基本と考える。このため、1社につき3名のインターン生を受け入れる場合には、企業開拓及びプログラム作成の費用については、3名で20万円とする。

- ※ 事務所経費は、本事業実施分としての切り分けが困難な場合は、一般管理費の積算を採用すること。(一般管理費=直接経費(人件費+事業費)×一般管理費率)
- ※ 活動支援金は、生活支援の実施に必要な経費である。

【支出対象とならない経費の例】

例えば、以下に掲げる経費は支出対象とはならない。

- ・ 施設・車両・設備の購入や整備、用地の取得等に係る経費(いわゆるハード事業、ただし、インターン生の活動のための自転車の購入、消耗品の購入やリースは可)
- ・ イベント等の実施だけを目的とした経費
- ・ 策定だけで終わってしまう地域ビジョンの取りまとめに係る経費
- ・ 提案のあったプロジェクトの実施に直接必要とならない経費(提案団体において従前から実施している活動の運営経費等)
- ・ 実施期間外の活動に係る経費
- ・ 国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費(他事業と重複補助にならぬよう、負担区分が明確になるようご注意ください) 等

(4) 実施期間

本事業の実施期間は、契約の締結日から平成31年3月31日までとする。

5. 本事業で実施する内容

(1) 定量的な成果目標の設定

インターンシップ参加者の確保人数(夏期、春期ごとに設定)、企業向け雇用管理や経営改善のための共同研修会の実施回数、地域の既存の協議会への提言の回数、他の制度で来た者への生活支援の回数を事業の着手前に設定すること。

原則として、インターンシップ参加者の確保人数の実績に応じた支払いとなる。地域CDN機関ごとのインターンシップ生受入れの計画人数については、事業全体の総数等を勘案して、調整することがあることに留意すること。また、受入れの計画人数については、契約後においても、統括管理者、復興庁と協議の上、変更することができる。

(2) インターンシップ受入れ企業の確保

被災3県全体で夏期、春期合わせて延125社程度を確保し、1社2名程度(延250名)を受け入れ、各期4週間程度の実施を目指すものであること、自団体の実施可能性を踏まえた受入れ企業を確保すること。

受入れ企業の募集に当たっては、復興庁と連携し公開するとともに(復興庁におい

てHPで公開)、インターン生受入れの効果を説明する内容を含んだ受入企業募集の説明会を開催するなど周知に努めること。

受入れ企業選定に当たっての留意すべき事項は次のとおり（選定方針については、統括管理者を通じて復興庁の了解を得ること）。

- ① 伴走型人材確保・育成支援モデル事業の趣旨を理解していること。
- ② 地域の基幹産業が、一定割合を占めること（宮城県及び岩手県では水産加工業が一定割合を占めること）。地方公共団体とも意見交換を行った上で方針を決める必要があること。
- ③ 地理的に一定、企業が集積する地域に存在し、地域 CDN 機関が実施する成果報告会や研修会等に出席することが容易で、企業同士の交流が図られ、波及効果も見込まれること。
- ④ 先進的な取組のグループの輪を広げているなど、地域にインパクト・波及効果を与えられるような企業であること。

(3) インターンシップ受入れ企業の課題分析と課題解決型プログラムの作成

日頃、課題と考えながらも自社のリソースではできない、取り組むことができないような課題（HPの改善、顧客アンケートの実施及び新商品の開発企画等）を日常の業務からインターンシップ用に切り出し、学生の課題として設定し、学生と経営者を含めた企業側が真剣に取り組むことで、企業にとっても社会貢献ではなく自社の事業としての成果を、学生にとっても課題解決力の向上が図られるようなプログラムの作成を行うこと。

さらに、段階を経て、より企業の本業部門や戦略部門での課題解決に資するプログラムを開発し、真に企業に貢献できるようになることに留意すること。

なお、本プログラムは、学生に対し学びの充実となるような、すなわち、単なる職場体験に留まらない、明確なメリットを得られる創造的なプログラムとなるよう特に留意すること。また、学生という第三者的立場の特徴を生かすことにも留意すること。

(4) 広報・募集

募集については、統括管理者、地域 CDN 機関及び統括管理者が協力しながら行うものとする。

統括管理者が実施するインターンシップ生募集のための大学説明会等への参加を依頼された場合は、可能な限り参加し、学生に対するPRを行うこと。また、各地域 CDN 機関で関係のある大学等において自ら企画し実施する説明会等については、他団体が参加できるよう、可能な限り統括管理者へ情報提供すること。

（これらの説明会等に参加するために必要な旅費については、1団体につき年間30万円の限度内において、統括管理者の経費から支払われるものとする（一定の基準に基づく精算払い。））

(5) インターンシップ受入れ企業と学生のマッチング

企業情報、プログラムの内容、受入人数等の条件を統括管理者に報告すること。（地域 CDN 機関が独自に学生を確保できる見込みがある場合は、その旨を併せて申告す

ること。)後に、統括管理者から、地域CDN機関の条件をもとに募集した学生情報を提供されるので、企業と学生のマッチングを行い、結果を統括管理者に報告すること。

その際、統括管理者が作成する、学生、受入れ企業、地域CDN機関、統括管理者の四者によるインターンシップ実施に関する確認書の協議に応じること。

なお、統括管理者が学生募集に使用するパンフレット等の作成に当たっては、素材の提供など、可能な限り協力すること。

(6) 宿舍の確保

マッチングした学生が共同生活をし、語り合え、キャリア観の形成を図る場として適切な宿舍を確保し、統括管理者に報告すること。

滞在費用は、統括管理者から、宿舍を有する者に対して、直接支払われるが、自治体の宿泊施設やシェアハウスなどの安価な施設の活用を検討すること。

(7) プログラムの実施

受入企業と学生の両方に対して、地域CDN機関による伴走型の支援ができるよう、学習効果を高める研修等の学生へのサポート、雇用管理や業務の棚卸等の受入企業への経営指導及び受入企業への事前・事後研修を取り入れること。

学生には長期滞在に伴うリスク管理について、事前研修を行うこと。

その際、統括管理者が作成する、学生、受入れ企業、地域CDN機関、統括管理者の四者によるインターンシップ実施に関する確認書を再度、確認すること。

成果報告会については、中間報告の段階でも受入れ企業にも同席願ひ、必要により軌道修正を行うこと、また、最終成果報告会では、経営者からも受入れによってどのような成果・メリットがあったのかを報告してもらい、それを受入れ企業全体で共有することで、雇用管理や生産性の向上を含めた経営改善に生かすとともに、次回のインターン生受入れに生かすこと。

特にインターン生の受入れは、企業にとって、作業工程毎のタスクの見える化、棚卸、職場環境、人事制度、雇用管理方法の見直し等につながり、人材を確保しやすい企業体質への改善効果があることについて、意識し効果的に浸透させること。

成果報告会には地方公共団体、労働局、ハローワーク、商工会議所・商工会等関係機関にも参加を呼び掛け、成果を地域全体として共有することに努めること。

なお、統括管理者に依頼すれば、専門家を派遣することも可能であるため、受入企業と学生へのマインドセットに必要な総論的なセミナーなど、積極的な活用を検討すること。(専門家派遣に係る費用については統括管理者の経費から支払われるものとする。)

(8) インターン生に対する地域での生活支援並びにトライアル及び他の制度で来た者に対する生活・定着支援

復興に懸命に取り組む者など被災地で活躍する魅力的な者との交流の機会設けることにより、被災地における生活面での魅力を伝え、若者等の地域コミュニティ定着を促進すること。

トライアル就業事業参加者や他の制度で来た者に、生活・定着支援のサービスを提供する場合、以下の支出可能な経費を算出すること。(最終的には、契約時に示す額を上限として、統括管理者から実績に応じた精算額を支払うものとする。支

出可能な経費は、会場費、資料代、簡素な茶菓代、バスの借り上げ等交通手段に係る費用であり、飲食に係る経費については、会費制として本経費からは支出しないものとする。なお、上記に記載がない費用や、支出可能か判断しかねる場合には、統括管理者、復興庁と協議の上、必要に応じて支出するものとする。ただし、本事業以外の事業により、経費を負担できる催事等の場合には本事業での経費の負担は行わない。）

(9) 企業向け研修会（インターンシップを効果的にするための研修と雇用管理・経営改善のための研修）

企業に対し、企業向け政策資源、実践型インターンシッププログラム等の共同研修会を実施（最低四半期に1回）すること。

地域CDN機関は、受入企業に対し、(i) インターンシップ受入れによる効果の認識やプログラム作成のための研修といったインターンシップを効果的にするための研修と(ii) 例えば、行政の各種助成金制度の紹介や新規採用者の獲得方法といった特定のテーマを設定して実施する、雇用管理及び経営改善のための研修を実施すること。

また、受入企業による紹介等により、非受入企業に対しても実施することで、先進的な企業のグループを広げるなど、業界や地域として雇用管理や経営の改善に努めること。

地域で過去にインターンシップに参加した学生を招き、研修会で課題等を共有することで、実践型インターンシッププログラムの更なる改善を促すこと。

国及び地方自治体が首都圏等で開催する地方就職に係るイベントや移住・就労体験事業を紹介し、これらへの積極的な参加を促し、県外からの人材の採用や新卒採用に関するノウハウを学んでもらうこと。

なお、国や自治体と協議し、それらが有する会議室など安価な施設の活用を検討すること。

研修会の議事録及び実績報告書を作成し、研修会で使用した説明資料とともに、統括管理者に報告すること。

(10) 地域の既存の協議会への提言

復興庁と連携し、インターンシップ実施地域の既存の協議会に参加し、インターンシップ事業やトライアル就業事業、企業向け研修会で得られた知見を資料にまとめ、提言すること。

参加した協議会の議事録及び実績報告書を作成し、提言で使用した説明資料とともに、統括管理者に報告すること。統括管理者への実績報告及び庶務補助を行う。

(11) 受入れ企業の開拓等に際してトライアル就業事業や復興庁の他の人材確保事業である企業間専門人材派遣支援モデル事業等も紹介するなど、復興庁・統括管理者の指示に従いながら、関連する事業と連携を図りながら企業への周知・広報等に努めること。

(12) インターンシップ実施後（事後研修含む。）、速やかに統括管理者に対して、実績報告及び精算など庶務に必要な書類を提出すること。

6. 応募に際しての必要書類

様式1から様式4（A4判）に示すとおり。

提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。

なお、様式については、復興庁ホームページ（以下のリンク先）から提案書様式ファイルをダウンロードすること。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/2017/20180502162004.html>

①様式1（Excel形式）：提案書

次の事項について記載すること。

ア 提案名（「地域CDN機関の業務内容」とすること。）

イ 提案者についての情報

ウ 主な実施地域

エ 事業の内容

オ 本事業の実施が、要件を満たしているか

カ 本事業の実現可能性の担保

キ 造成した事業を事業終了後も継続して実施できる見込み

ク 事業の中で新たな試みとして実施する要素

※ 様式2には含まれないが、学生の宿泊費について、確保できる宿舎を利用した場合の概算額を提示し、工夫した点を説明すること。

また、学生の交通費についても、先進的に受入企業が負担可能な場合は、提示すること。

ケ 定量的な成果目標

コ 連携して取組を進める関係者／役割分担／担当者名、連絡先

サ 個々の関係者における類似取組の実績

※ 提案者又は連携して取組を進める関係者について、過去に類似業務での実績があれば提示すること。

②様式2（Excel形式）：費用積算書

事業の実施に必要な経費を、各取組毎に記入すること。

③様式3（Excel形式）：スケジュール表

事業実施に係る各取組の実施スケジュールについて、取組毎に分けて記載すること。

インターンシップ事業は6月（受入企業確保・プログラム作成）、7月～8月（夏期募集マッチング）、8月～9月（夏期実施）、9月～11月（受入企業確保・プログラム作成）、11月～1月（春期募集・マッチング）、2月～3月（春期実施）、3月実績報告のスケジュールで行われる予定で計画すること。

トライアル就業事業、企業向け研修会、地域の既存の協議会への提言、他の制度でき

た者への生活・定着支援は通年で行われる予定で計画すること。

※ インターンシップ事業、企業向け研修会及び地域の既存の協議会への提言については必須だが、他は任意とする。

④様式4 (Word 形式) : 誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書(提案団体の中に複数の構成団体が含まれる場合は、提案団体の代表団体の誓約書のみ)を、記名・押印の上、提出すること。

7. 公募期間・提案書類提出方法

(1) 公募期間

○ 公募期間

平成30年5月2日(水)～平成30年5月21日(月)

○ 公募締切

平成30年5月21日(月)12:00

(2) 提案書類提出方法

以下の提出物について、下記送付先に原則郵送(宅急便も可)で提出すること。
ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出すること。

※ 郵送は書留郵便に限る。

郵送の場合、封筒の表に「平成30年度伴走型人材確保・育成支援モデル事業(地域CDN機関公募)提案書在中」と記載し、1提案ごとに送付すること。

平成30年5月21日(月)12:00必着

(3) 提出物

○ 紙媒体7部(原紙1セット、コピー6セット)

原紙1セットの内訳:

- ・ **6. ①様式1**～**6. ③様式3**をゼムクリップ止め、
- ・ **6. ④様式4**

コピー1セットの内訳:

- ・ **6. ①様式1**～**6. ③様式3**をゼムクリップ止め

※提出書類はホチキス止めをしないこと。

○ 電子媒体1部(光ディスク(CD-R又はDVD-Rディスク))

内訳:

- ・ **6. ①様式1**～**6. ③様式3**

(各々の様式について、6.に記載のデータ形式にて提出)

各ファイルのタイトルは、提案名にすること。

(4) 提出先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階

復興庁 雇用促進班 齋藤 宛

地図

http://www.reconstruction.go.jp/topics/j_honcyo.html

なお、電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」以前の形式に限る。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択に当たっては、別紙評価手順書に基づき、委員会において審査を行い決定する。
なお、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する。

(2) 採択結果の公表及び通知について

採択結果については、復興庁のホームページにおいて公表するとともに、応募者に対し遅滞なく通知する。

9. 公募説明会の開催

以下のとおり、公募に関する説明会を開催する。(参加は任意。)

(1) 日時

平成30年5月10日(木曜日) 14時00分から16時00分

(2) 場所

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館1026号

10. 問合せ先

事業内容や応募様式の記入方法に関する不明点については、以下の連絡先に問い合わせること。

【連絡先】

〒100-0013

東京都 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階

復興庁 雇用促進班 齋藤、植村

E-Mail kiyotaro.saito.x9n@cas.go.jp

TEL 03-6328-0274、03-6328-0223 (受付時間：平日9:30～18:15)

FAX 03-6328-0299

問合せはE-mail又はFAX(様式自由、ただし規格はA4判)で行うこと。なお、問合せの際は、件名(題名)を必ず「平成30年度「伴走型人材確保・育成支援モデル事業(地域CDN機関公募)」として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先(E-mail又はFAX)を明記すること。

【問合せの受付期間】

平成30年5月7日(月)9:30～平成30年5月21日(月)12:00

11. その他

- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とする。
- ・ 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、原則返却しないこととする。
- ・ 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・ 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ・ 本業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じる。ただし、提出される成果物に含まれる情報についてはこの限りではない。

以上